

# 企画競争実施の公示

令和6年4月8日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 出雲河川事務所長 児子 真也

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1 概要

- (1) 件名 令和6年度出雲河川事務所広報支援
- (2) 内容 出雲河川事務所が実施する各事業や取り組み内容等についての広報資料の作成及び広報活動の企画・立案を行い実施の支援を行うものである。
- (3) 履行期限 令和7年3月31日

## 2 企画競争参加資格要件

### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。  
一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の公示9その他(2)による手続きを行った者を除く。)でないこと。
- ④ 企画提案書等の受領期限の日から見積決定日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 分任支出負担行為担当官から業務説明書の交付を受けた者であること。

### (2) 業務執行体制に関する要件

#### ① 企画提案書提出者に対する要件

下記に示される「同種又は類似」において、平成26年度以降に元請けで受注し、完了した業務または役務で1件以上の実績を有さなければならない。

同種: 公共事業の広報に関する企画・立案及び資料作成

類似: 公共事業の広報に関する資料作成

なお、実績確認のため、申請された同種又は類似の業務又は役務における契約書の写し、仕様書等契約内容を確認できる書面を企画提案書へ添付すること。

② 業務執行体制に対する要件

業務を実施するにあたり、業務全体を管理する管理責任者を1名おくものとする。

③ 管理責任者に対する要件

下記に示される「同種又は類似」において、平成26年度以降に元請で受注し、完了した業務または役務で1件以上の実績を有さなければならない。

同種: 公共事業の広報に関する企画・立案及び資料作成

類似: 公共事業の広報に関する資料作成

なお、実績確認のため、申請された同種又は類似の業務又は役務における契約書の写し、仕様書等契約内容を確認できる書面を企画提案書へ添付すること。

ただし、申請された同種又は類似の業務又は役務が2.(2)①と同じ場合は契約書の写し、仕様書の添付は必要ない。

④ 恒常的な雇用関係

管理責任者については、企画提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること(健康保険被保険者証の写し等雇用を確認できる書類を添付すること)。

健康保険被保険者証の写しを提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施した上で提出すること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

### 3 手続き等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町 5-1

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所 経理課 契約係

電話 0853-20-1710 FAX 0853-25-0819

② 技術関係

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町 5-1

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所 流域治水課

電話 0853-20-1761 FAX 0853-21-2878

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年4月8日(月)から令和6年5月7日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

交付場所: 3.(1)①に同じ。

交付方法: 手交、電子メール又は託送(着払い)による交付を行うので、(1)①まで連絡し、指示を受けること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年5月7日(火)17時00分まで。提出場所は(1)①に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施 無

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための紹介窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、特定されなかった場合は返却する。なお、提出された企画提案書は、企画提案者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。